

## 第69回福島県入札制度等監視委員会議事録

### 1 委員会の概要

(1) 日時 平成30年9月6日(木) 午後1時30分～午後3時10分

(2) 場所 福島県庁 本庁舎2階 第1特別委員会室

(3) 出席者

#### ア 委員

伊藤宏(委員長)、小堀健太、佐藤初美、島田マリ子、新城希子、  
高野宏之、高嶋亮、橘あすか

#### イ 県側

総務部政策監、入札監理課長、入札監理課主幹兼副課長、入札監理課主幹、  
農林総務課主任主査、土木部次長、技術管理課長、出納局入札用度課主幹兼副課長、  
教育庁財務課主幹兼副課長、警察本部会計課主幹兼次席、施設管理課主幹兼副課長、  
会津農林事務所主幹、会津農林事務所専門技術管理員、  
会津若松建設事務所主幹兼事業部長、会津若松建設事務所専門技術管理員、  
喜多方建設事務所事業部長、喜多方建設事務所専門技術管理員、  
いわき建設事務所主幹兼専門技術管理員、いわき建設事務所専門技術管理員、  
会津若松地方振興局出納副室長兼出納課長、いわき地方振興局出納室長

(4) 次第

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(平成30年4月～6月分)

イ 総合評価方式の実施状況について

ウ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(平成30年5月～7月分)

(2) 審議事項

ア 抽出案件について

イ 建設関係団体等からの意見聴取について

(3) 各委員の意見交換

(4) その他

3 閉会

## 2 発言内容

### 【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから「第69回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

本日、今野委員、齋藤委員におかれましては、所用により欠席となっております。

なお、本日の会議は、軽装での開催といたしましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議事につきまして、伊藤委員長、よろしく申し上げます。

### 【伊藤委員長】

はい、これより議事に入ります。よろしくお願ひいたします。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。

本日は、報告事項2件、審議事項2件でございますが、公開で行いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なし)

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

### 【伊藤委員長】

はじめに、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について（平成30年4月～6月分）」につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

### 【入札監理課長】

(「資料1」により説明)

### 【伊藤委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告のありました件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

### 【伊藤委員長】

ないようでしたら、次に移ります。

報告事項イ「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について（平成30年5月～7月分）」です。事務局から説明をお願いします。

### 【入札監理課主幹兼副課長】

(「資料2」により説明)

### 【施設管理課主幹兼副課長】

(「資料2」により説明)

**【伊藤委員長】**

ありがとうございました。

ただいま報告のありました件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

**【伊藤委員長】**

工事の6番と庁舎等維持管の1番は、入札参加資格制限の期間について、どのような関係にありますか。

**【施設管理課主幹兼副課長】**

庁舎等維持管理関係の期間の方が長くなっていることにつきまして、庁舎等維持管理業務の契約は多くの場合、年度当初4月に契約をして1年間業務を行うこととなりますので、参加資格制限の効果等を考慮しますと、長めの期間が必要だということです。

**【伊藤委員長】**

工事と庁舎維持管理で別立ての参加資格制限期間となっているということですね。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

それぞれの要綱に基づき、資格制限を行っております。

なお、工事の参加資格制限期間ですが、他の法令違反による資格制限と比較しても適切な期間となっており、また、国や他自治体と比較してもほぼ同等の期間となっております。

**【佐藤委員】**

法令違反や起訴の事実についてどういったところから情報を得ているのか、また、同じ業者の参加資格制限の始期が工事関係と庁舎等維持管理関係とで異なっている理由を教えてください。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

工事関係については、当該業者が産業廃棄物処理法違反行為で処分を受けたという通知を県生活環境部から受け、直近の7月2日の入札参加条件等審査委員会で資格制限の承諾を得て、参加資格制限を行いました。次に、工事関係の参加資格制限に関する全庁への通知を受け、庁舎等維持管理の参加資格制限を行っており、始期のずれが若干生じております。

**【佐藤委員】**

工事関係者事故や公衆損害事故の情報はどこから得ているのですか。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

各発注機関や市町村から報告が上がり、検討の上、参加資格制限を行う流れです。

**【伊藤委員長】**

次は、審議事項ア「抽出案件について」です。テーマは、「発注件数の少ない工事種別の入札状況について」です。抽出された委員から抽出理由の説明をお願いいたします。高野委員、高島委員の順番でお願いいたします。

**【高野委員】**

私の抽出案件は案件番号2と4と5です。

色々な工事種別をまんべんなく、金額の大きいもの、入札参加者数等を総合的に勘案して抽出しました。

**【高島委員】**

私の方では、案件番号1と3と5です。

技術的難易度の高い低いはありますが、地域要件を全国に広げても1者のみの応札だったことや、広げないにもかかわらず1者しか応札がなかったことや、5番目のさく井工は業者の絶対数が少ないのは分かっているのですが、全国に広げても1者のみの応札等、気になる点がありましたので抽出しました。

**【伊藤委員長】**

ありがとうございました。

委員の説明についてはよろしいでしょうか。

それでは、案件番号1、喜多方建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

**【喜多方建設事務所】**

(「資料3」により説明)

**【伊藤委員長】**

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

**【高島委員】**

鋼橋の解体工事であれば、地域要件を全国に広げれば、もう少し応札者があってもよいと思ったのですが、同じ地域要件が全国の鋼橋上部工事において、資料3-1の整理番号14の案件では応札者数が6者ということもあり、1者は少ないのではないかと気になりました。この要因・原因として考えられるものがあれば教えていただけますか。

**【喜多方建設事務所】**

まず、トラスランガー橋というトラスと補剛材を組み立てた下路橋で特殊な橋梁ですが、こうしたアーチ系の鋼橋を撤去した実績を確認したところ、トラス橋については実績がございませんでした。従いまして、条件として決めましたのがアーチ橋、ローゼ

橋、ランガー橋の3つのアーチ系鋼橋での撤去の実績を確認したところ、1者しかございませんでした。それでは入札の公平性・透明性が担保できませんので、アーチ系の3タイプについて、架設の実績をコリンズで確認したところ、21者しかございませんでした。そもそも応札できる環境にある業者が少なかったこと、それから、当該地域が新潟県境にある西会津町で、15分程度で新潟県に行くような場所といった地域性であることもありまして、アーチ系の鋼橋に限らず、西会津町での工事实績がある業者を確認したところ、4者しかなく、こういった特殊な工事を施工できる業者は県外業者に特化されてしまうのか、県内業者はうち2者でした。地域的な事情も含めて応札者が少なかったのではないかと考えております。

**【伊藤委員長】**

そもそも、こういった構造の橋自体が特殊なものなのですか。

**【喜多方建設事務所】**

(撤去する橋の写真見せながら説明)

トラス構造になっていまして、ランガー橋という補剛材で応力を持たせる構造の橋で、下路橋になっており、川幅が広いような所で、なおかつ川の下の方に架かっていますが、上路橋になっていないのは、下の方に桁を架けると河積が阻害されるおそれがあるということで、当時、下路橋の特殊構造で施工したのではないかと考えられます。

**【伊藤委員長】**

この橋ができたのは何年くらい前ですか。

**【喜多方建設事務所】**

40年以上前の橋です。

**【伊藤委員長】**

非常に特殊な構造で撤去も難しい橋をどうして造ったのか、素朴な疑問があります。何年か経てば架け替えなければいけないわけで、撤去も容易なものを造った方がコスト的にも色々な面でも楽なのではないかと思うのですが。

**【喜多方建設事務所】**

推測ですが、当時、橋を架けるのは費用がかかるので、できるだけ川に近い下の方に橋を架けたり、道路も直角に架けたりして、できるだけ橋長を短くするような構造をとっているわけです。今回工事が難しくなったのは、橋長を短くしようとして、できるだけ川の下の方に橋を架けると水が流れる所をいじめてしまうので、上の方にトラス構造がありますように川の断面を阻害しないような構造をとらざるを得ず、こうした特殊な橋となったのではないかと考えております。

**【新城委員】**

公告年月日が12月22日で入札が2月7日で、次の案件も結構期間があるのですが、入札の期間はどのくらいに決まっているのか、応札がない場合、どのように対応するのか教えていただけますか。

**【入札監理課主幹】**

公告期間は決まっており、5千万円以上ですと通常17日間以上とることになっております。本案件は総合評価方式ですので、その後、入札参加者に提出いただいた技術提案書の審査期間を経て開札になります。開札後、入札参加資格について事後審査を行います。通常、1か月半程度かかります。

**【新城委員】**

17日間に応募がない場合、再度入札を行うのでしょうか、参加資格等を変えることはあるのでしょうか。

**【入札監理課主幹】**

応札者無しの場合、アンケートをとる等して、時期的に災害があるなどして技術者が少ないということであれば時期をずらしたり、施工に必要な経費が設計書に計上されていないため応札が難しいということであれば設計書を見直したり、地域の業者が応札する余裕がないということであれば地域要件や格付要件を拡大して再度公告を行います。それでも応札者がいない場合、随意契約を行うような仕組みになっております。

**【新城委員】**

この案件では、そのようなことはなく、1者ですが応札があったということですね。

**【入札監理課主幹】**

1者応札があれば入札は成立します。

**【小堀委員】**

今回は1者の応札で、それがベストではなかったのではないかと考えると、全国で4者、うち県外2者、県内2者で最終的に県外業者が応札しましたが、県内の業者が参加しやすいような発注時期はいつだったのか考えていけるようなPDCAの仕組みは何かあるのでしょうか。

**【入札監理課主幹】**

この案件については、技術的に県内業者は難しいのですが、一般的に行っているのは発注時期の平準化です。年度会計ですと、どうしても春先に工事が多くなり中間は工事が少なくなるということがありますので、発注機関においてできるだけ発注時期を均そうという施策を進めているところであります。

**【小堀委員】**

県全体として調整するというよりは、現実的には各建設事務所単位で平準化を図る対応をとっているという理解でよろしいでしょうか。

**【入札監理課主幹】**

土木部であれば部全体として行うのですが、各事務所で計画を練ることになります。

**【伊藤委員長】**

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、案件番号2、いわき建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

**【いわき建設事務所】**

(「資料3」により説明)

**【伊藤委員長】**

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

**【高野委員】**

資料の11頁ですが、各JVの結果を見たときに、6者中4者が低入札、そのうち1者は失格となっています。これについて、県で現状把握的な対応は何かしたのか、予定価格の設定は適切にやっけてはいると思うのですが、これだけ低入札が出るのは事情があるのか等、何か分析はしているのか、お聞かせいただければと思います。

**【入札監理課主幹】**

本件について、個別の分析は行っておりませんが、金額の大きい大規模な工事については競争が激しいこと、昨年度10月に最低制限価格、調査基準価格の引上げを行ったこと、そうした点が原因ではないかと思われまます。

**【入札監理課長】**

県としても、低入札が多いことに関して、適正な利潤を確保するという観点から問題と考えており、また、建設関係団体からも低入札対策を行ってほしいという要望もありまして、4月から「品質確保の確実性」の評価項目を設け、調査基準価格以上で入札した者には7点加点するが下回って入札した者については加点しないとする制度を、新たな低入札対策として設けたところであります。

**【伊藤委員長】**

難しいですね。5番目の失格になったJVは加算点も入札価格も1位、技術的にも申し分なく安いがそれでも安すぎてだめというのは、何か勿体ない感じがしますね。経験が無いとか技術力が無い等なら分かりますが。この業者が施工したとして品質

が落ちる確率は低いのではないかとも思われますが、ルールはルールですので、仕方ないでしょう。とにかく、競争が激しいということなのですね。

**【入札監理課長】**

ほか、低入札ですと下請へのしわ寄せもあることを踏まえまして、4月から新たな低入札対策を行っているところです。

**【伊藤委員長】**

東開工業（失格になったJVの構成員）は福島会社ですね。

**【入札監理課主幹】**

はい。

**【伊藤委員長】**

よろしいでしょうか。

それでは、案件番号3、会津若松建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

**【会津若松建設事務所】**

（「資料3」により説明）

**【伊藤委員長】**

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

**【高島委員】**

案件番号1と今度は真逆で、技術的難易度の高い工事に該当しないにもかかわらず、全国に広げても応札者が1者、資料3-1の整理番号25番の案件も同じような金額で同じ日本サミコン(株)が落札していますが、この業者しか応札してこない理由があるのか気になりましたので、教えていただければと思います。

**【会津若松建設事務所】**

入札参加可能者数は全国で40者と確認しております。今回、応札数が1者ですが、施工箇所が昭和村と南会津町の行政界で遠く、現場へのアクセスがあまり良くないこと、金額が3千万円程度で構造物としては非常に小規模であること、一方で、全国で40者と県外業者が多いことから、応札者数が少なくなっているのではないかと見ております。

**【伊藤委員長】**

資料3-1の整理番号23と25の施工場所は近いのですか。



【会津若松建設事務所】

同じ場所です。

【伊藤委員長】

福島県でこの工事に対応できる業者は何者くらいいますか。

【入札監理課主幹】

P C 橋上部工で対応可能な A ランクの業者は 4 者です。内訳は県北が 2 者、県中が 1 者、いわきが 1 者です。

【伊藤委員長】

会津にはいないということですね。新潟県からの方が案外近かったりするのかもしれませんがね。遠いところに出掛けて工事する割には金額が高くないということなのでしょうか。

【伊藤委員長】

ほか、いかがでしょうか。

それでは、案件番号 4、会津若松建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

【会津若松建設事務所】

(「資料 3」により説明)

【伊藤委員長】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【高野委員】

2 2 頁の入札参加資格確認の一覧で落札者だけに丸がついて、他にはついていないのは、資格を満たしていないなどの意味なのか確認させてください。

【入札監理課主幹】

条件付一般競争入札は事後審査でして、入札候補者の資格のみを審査しております。案件番号 2 の W T O 案件は事前審査方式のため、全ての者の資格を確認しております。

【高野委員】

こちらの案件は 7 者の応札があって落札率が 8 8 . 0 5 % ですが、低入札がありませんでした。先程の W T O 案件は 6 者の応札があって落札率が 8 7 . 5 4 % で、低入札が 4 者ありました。落札率の微々たる違いの中で低入札が出たり出なかったりしているこ

とについて、調査基準価格が非公表だということはありますが、考えを願いできますか。

**【入札監理課主幹】**

難しいですが、会津地域といわき地域の違いがあるのかもしれませんが。

**【新城委員】**

低入札が多くあった案件や失格が出た案件を検証して、価格の組立てをしていくということはあるのでしょうか。

**【入札監理課主幹】**

設計については実績調査をして単価や施工の歩掛かり等を決めておりますので、入札結果を反映して設計額を変更することはありません。

**【伊藤委員長】**

県の方は根拠に基づいて積算をしているということですが、実際入札を実施したら、低入札が多いというのは現実問題としてありうることで、そうした場合に低入札が多かった原因を検証する価値はないことはないと思います。

**【土木部次長】**

労務単価、歩掛かりについて、全てではありませんが実態がどうなっているのか毎年調査しておりまして、その結果を歩掛かりといった積算の基本の中に戻していく中で調整されていくのではないかと考えております。

**【伊藤委員長】**

単純な工事ならこういうことはあまり起こらないですが、大きく複雑な工事になればなるほど起こりえます。今回ですと88.05%と低く、納税者サイドからすれば安く済んだということになるのかもしれませんが、業者からすれば下請も含めて厳しい状況で契約することにもなります。80%台というのは県側としてもあまり想定してないラインで、90~95%くらいが適当なラインということになるのでしょうか。

**【入札監理課長】**

調査基準価格の範囲が87~92%なので、下の方ということにはなります。

**【島田委員】**

確認ですが、予定価格を出すときに、県で図面を書いて予算に基づき予定価格を決定した後、計画図面が入札参加者に渡り、民間としての予算に基づいて入札ということによろしいでしょうか。

**【入札監理課主幹】**

公告時に図面や金抜き設計書を電子閲覧などに付しまして、各入札参加希望者が積算して、実行予算を組んで、どのくらいの額で応札できるか検討の上、入札するという形です。

【伊藤委員長】

ほか、いかがでしょうか。

それでは、案件番号5、会津農林事務所の案件について説明をお願いいたします。

【会津農林事務所】

(「資料3」により説明)

【伊藤委員長】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【伊藤委員長】

応札者が1者でも総合評価方式における評価点の採点はルールとしてやることになっているのですね。

【入札監理課主幹】

はい。

【入札監理課長】

内容が不適という場合もありえますので実施します。

【島田委員】

公告から入札までの期間が1か月から2か月ということで、金額の多い少ないにかかわらず同様の感じがします。金額が高ければそれだけ大きくて複雑な工事かと思いますが、そのわりには期間が同様で、どのような基準で決めるのでしょうか。

【入札監理課主幹】

5千万円未満か以上かで決まっております。

【伊藤委員長】

もう少し細かくしたらどうかという気はします。5千万円や1億円程度、何十億円も同様なのではなく。島田委員が御指摘なのは、金額が高くて大きく複雑な工事の場合には積算等に時間がかかるのももう少し期間を長くすればもう少し応札者が増えるのではないかということではないかと思います。

【入札監理課主幹】

法令で何日以上とるか決まっており、お盆や連休等の場合に期間を加えることはありますが、工事の内容に応じて期間を長くすることは行っておりません。

**【伊藤委員長】**

もう少し期間を長くすれば、別な業者も応札してくれるという可能性は考えられるのですか。時間の長い短いの問題ではなく、このくらいの期間があれば十分ということなのでしょうか。

**【入札監理課主幹】**

発注時期をずらすなら効果あるかもしれませんが、10日延ばす等では影響がないと思われま

**【入札監理課長】**

建設関係団体からの意見聴取においても、公告期間が短すぎて参加できないといった意見は聞いておりません。

**【小堀委員】**

この工事に限らない話として確認したいのですが、26ページにおいて、工事实績があることがその他要件として伴っており、経験値が高い業者のみ参加でき、経験値のない業者は参加できず、入札参加者が減っていくことが想定されると考えると、入札参加者確保のために、JVとして施工したことがあれば実績としてカウントされるといったところの組立てはどうなっているのでしょうか。

**【入札監理課主幹】**

出資割合20%以上であれば、JVとしての実績も認めております。

**【伊藤委員長】**

ただ今の抽出案件全体について、御質問等ございましたらお願いします。

**【伊藤委員長】**

次に、審議事項イ「建設関係団体等からの意見聴取について」につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

**【入札監理課長】**

(「資料4」により説明)

**【伊藤委員長】**

質問項目を少なくして、その他の項目の回答を広くとっていただきました。御質問等ございましたらお願いします。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。また何かありましたら、来週の13日までに入札監理課の方に御意見をお寄せいただきたいと思います。

【伊藤委員長】

次に、「各委員の意見交換」ということですが、何かございましたらお願いします。

【新城委員】

入札制度は各都道府県でかなり違うものですか。

【入札監理課長】

違う部分はあるかと思います。例えば、総合評価方式の類型にしましても、各都道府県の実情にあったものを設けている状況にあります。

【伊藤委員長】

県のほか、市町村もあるわけですが、県のように広域で予算規模も大きい行政と、予算規模が小さく工事件数も少ないところでは仕組みが違うということがあり、小さい自治体ですと、おそらくほぼ指名競争入札で一般競争入札はないといったところもありますよね。

【入札監理課長】

それと、総合評価方式を実施していない市町村も多いかと思います。

【伊藤委員長】

総合評価は難しいですし、電子入札はそもそもやる意味があまりないといったところもありますよね。

私の知る限りでは、県内で入札監視委員会的な委員会を持っているのは、県と福島市と郡山市と伊達市だったと思います。私は伊達市の委員もやっているのですが、伊達市は予算規模も工事件数もかなり小さく、委員会で抽出するほど案件がないのではというくらい少ないです。なぜ伊達市が委員会を立ち上げたかという点、3年くらい前に、一般競争入札の枠組みはあったのですが実際運用しておらず、ほぼ指名競争入札でしたが、一定規模以上の工事もあり、一般競争入札でやった方が適切でないかということで、その準備段階として委員会を立ち上げました。伊達市の委員をやらせていただき、県とかなり違うなと感じました。

それと、豊洲の件で東京都が問題になりましたが、東京都は予定価格を事前に公表しており、価格競争といってもかなりヒントがあり、結局、豊洲は1者ずつしか入札せず非常に高い落札率となり問題視する話がありました。それ以降その報道ありませんが、予定価格を事前に提示するやり方はあまり適切ではないですよね。

【入札監理課長】

予定価格を事前に公表している都道府県もありますが、国の方では事後公表を進めている状況です。

**【新城委員】**

入札のいろいろな事件があって、公平・公正・透明性を大事に考えられて現在の入札制度になり、大震災等があり、震災需要がだんだん減ってきている今を考えると、根底において公平・公正は勿論大事ですが、公共事業は町づくりに非常に大きく寄与していると思いますので、昨年から地域密着型でいろいろ考えて下さっており改善はされていますが、各都道府県のいろいろなやり方を、真似しろという意味ではなく、検証した上で今はまだこれだというのであればよいのですが、だんだん検証していくことも長い目で見れば必要になってくるのではないかという思いを持っています。

**【伊藤委員長】**

福島県には公共事業の評価をする委員会がありますか。

**【入札監理課長】**

企画調整部でやっております。

**【伊藤委員長】**

この委員会同様に外部の委員会ですか。

**【入札監理課長】**

はい。

**【伊藤委員長】**

今、新城委員がおっしゃったことは、入札制度だけの問題だけでなく、どういう公共工事を県としてやるべきかという問題でもあります。この委員会はこちらかというのと、その公共工事が決まった後で、適正な入札が行われたかどうか検証するのが役割ですね。両方必要ですが、前者の方も県民にとって本当に必要な工事を精選していただいて、税金をうまく使っていただく、それを我々が監視するという両輪の関係になっていると思います。

**【高島委員】**

今回、高野委員と「発注件数の少ない工事種別の入札状況」という抽出をやらせていただく中で思ったのは、福島県は全国で3番目に面積が広く、建設事務所も8つあり、他県よりも随分いろいろな地域が広域に散らばり、業者数も相当偏って、地域によって発注も多い少ないあり、入札方法が県内全域同一でよいのかということです。県で隣接三管内にしたり、全国に広げたりといった色々な工夫を行っていただいておりますが、同一県内であっても地域によって違う入札方法があってもよいのではないかと、そういったこともそろそろ考えてもよいのではないかと思います。

**【伊藤委員長】**

何年か前に南会津の調査をしたことがありまして、非常に山奥の方で工業者も少なく、少し不自然な感じのことが出て来まして、実際に調査させていただいたのですが、福島や郡山やいわきと会津の山奥の方では状況がかなり違いますので、場合によってはその状況に合わせた制度設計が必要なこともあるのではないかと思います。実際、具体的にどうやったらよいのか、入札監理課で検討いただければと思います。

**【橘委員】**

この委員会の問題ではないのかもしれませんが、入札の制度設計の話が出ましたので、是非、実情を知っていただきたいと思います。私の会社で先月、土木系の公共事業の加点対象にもなっている「働く女性応援」と「仕事と生活の調和」といった福島県の次世代認証企業をとらせていただきました。住民意識調査や顧客満足度調査といったリサーチ事業と広告代理事業を業務にしていますが、県のこういった分野のプロポーザルや入札は県内業者を優先する制度設計になっていないのが実情だと思います。特にリサーチ業界と広告代理業界は、東京の大手企業が事業を獲得していく事例が、特に震災後多い状況にありますので、県の税金をうまく使って県内の事業者を育成するという観点からも、そうした事業分野の入札の制度設計についても改善をお願いしたいと思っています。

**【伊藤委員長】**

入札監理課は今のような委託事業等の入札に関わっているのですか。

**【入札監理課長】**

基本的に公共工事等の部分に携わっています。

**【伊藤委員長】**

私が関係する部分でも、例えば、福島は今、Fターンということで、若者を定着させる、Uターンさせるといった就活に関する色々な事業を行っており、ほとんど委託です。ところが、受託した会社がきちんと仕事できないことが結構あります。地元企業もありますが、営業力が東京の大企業の方が強く仕事を取っていきます。ところが事情を分かっておらず、あまりうまくいかないということがあります。

ここでの議論ではないかもしれませんが、こうした公共工事以外の事業に関する入札制度等はどこでどのように決まって、どういうルールがあるのでしょうか。

**【入札監理課長】**

基本的には各発注部署で考えて実施することになりますが、地産地消等の考えを公共工事以外においても取り入れる施策はあるのではないかと思います。

**【高野委員】**

総合評価方式の実績を紙ベースでいただくのですが、例えば、1つの会社の時系列的な評価の履歴などを確認できるようなデータベース化はされているのですか。

**【入札監理課長】**

現状ではそこまでデータベース化されておりません。各入札結果について、今日お示しした結果表があるだけです。

**【伊藤委員長】**

総合評価方式の結果表等は公表されているのですか。

**【入札監理課長】**

例えば、資料3の24ページ等の資料を入札ごとに公表していますが、それを業者ごとにソートをかけられるようにしたり、時系列で表示できたりといったデータベース化はしておりません。

**【島田委員】**

県の単価は定期的に調査をして見直していると聞きましたが、業者が持っている単価と差がありなかなか見合った予算にもっていけないということも聞いたことがあります。そういう印象はありますか。そういったことは聞いたことがありますか。

**【技術管理課長】**

例えば、生コンやアスファルト等の主要なものについて、毎月調査をかけ、見合った単価を公表しており、今年の8月にも公表しております。ですので、業者との乖離はないと考えております。

**【土木部次長】**

例えば、生コンも一律ではなく、いくつかの地区ごとに単価を決めています。実際の取引単価の聴き取りを委託して調査し、その結果に基づき決定していますので基本的には問題ないのですが、地区内に生コン業者がいくつかあり、工事の場所、着納価格で考えるのですが、区分の目が少し荒いと、もっと単価が高いという業者がいることもあります。これについては区分を見直す等しながら対応している状況です。

**【伊藤委員長】**

ガソリンでも結構狭い範囲でも地域によって価格がかなり違いますよね。生コン等も地域によって価格にかなり違いがあるのでしょうか。

**【土木部次長】**

はい。同じ生コン業者でもどのぐらい稼働するかによっても違いますし、民間も含めて実際の取引価格を基本にしており、かなり違う形で設定しております。



【小堀委員】

今回、資料3-1で発注件数が少ない工事種別だから入札参加者数が1者というのが多いのか分からないのですが、1者しか応札しないものを極力減らしていくのが、ベシクにはベターな方向性だとすると、例えば、今回1つ目の案件ですと橋の架け替えという老朽化したインフラの更新であるといった特殊性の高い部分、実現性はわかりませんが、緊急性は高くないが今後5か年、10か年でこういったタイミングでこういった架け替え工事を発注する可能性がありますといった情報を出していくことで、その分野の経験値を高めていく地場の業者が増えていき、応札する地場の業者が増えていくような可能性があるのか、あるいは他県で中長期的な公共工事の情報を出すことで、その分野にチャレンジする業者を育成・増加していくといった取組みが想定されたり、実績はあったりするのかどうか。

【伊藤委員長】

今後インフラの老朽化にどう対応するかが自治体にとって非常に大きな問題で、橋であったりトンネルであったり、危険なものが多くあると思うのですが、そうした老朽化に対応する工事は新しいものを造るよりも面倒だったり、業者がやりたがらなかつたりしますよね。例えば、耐震工事なども手を挙げる業者が少なかつたりしますよね。ただ、今後はインフラの老朽化にどう対応していくかということは行政が真剣に取り組んでいかなければいけないことですので、単に新しいものを造るのではなくて、老朽化にどう対応していくのか、新しいものに造り替える場合もあるし、改良する場合もあるかもしれませんが、そういったことも含めて、うまく業者と共に成長していかないといけないといった趣旨だと思うのですが。

【入札監理課長】

年間の発注見通しは当然作っておりますが、県としてもインフラメンテナンスが主流になってくるということで、建設業産学官連携協議会を作り、取組みについて検討しているところであります。

【伊藤委員長】

例えば、水道局では水道管が何年もつというのがあり、定期的に何%取り替えていけば50年で・100年で全て取り替えることができるといった構造があるわけです。様々な構造物があり、耐用年数、状況の違いがある中で、インフラの老朽化に対応していくのは非常に大変な問題ですが、是非とも前向きに取り組んでいただかなければならないことなのではないかと思っております。

【伊藤委員長】

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、「その他」ですが、委員の皆様からございますか。

事務局の方からございますか。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

次回の委員会は11月から12月上旬の開催を予定しております。委員のお手元に日程調整表をお配りしておりますので、御手数ですが、日程調整表を9月13日、木曜日頃までに事務局へ御提出いただきますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

**【伊藤委員長】**

では、本日の議事は、これで終了いたします。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

以上をもちまして、「第69回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。